

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和4年9月定例会	
議案番号 議案名	議案第18号 令和4年度松戸市一般会計補正予算(第5回)について
議員名・会派名等	はじめの会 (鴈野聡、岡本優子、小沢暁民)
賛否態度	賛成
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>議案第18号 令和4年度松戸市一般会計補正予算(第5回)につきまして会派を代表して賛成の討論をいたします。</p> <p>委員会審査を進めていくにあたり、執行部との認識について間違いはないか確認をするため質疑をいたしました。質問内容は、 「用地取得予算の他に、買うことが決まったから買っていいですか?との財産取得の議決と、松戸市役所の位置を変更する条例の3分の2の議決といった、3つの議決が必要だと理解しています。今回の補正予算と、次の財産取得の2つの議決の目的は、国有地をかうことであり、位置変更の議決は、市役所を移転することだと認識しているのですが、この認識で間違いはありませんか?」</p> <p>というものでした。これに対し、 「ご質問の今回の補正予算と、次の財産取得の2つの議決の目的は、利用用途を市役所用地として国有地を取得するものです。位置変更の議決につきましては、市役所の位置を変更することが目的です。」</p> <p>との答弁があり、続いて、 「財産取得の議決の後に、位置変更が上程され、議決で3分の2を得られなかった場合は、財務省との土地売買契約は無効になるのでしょうか?」</p> <p>との質疑をしました。これに対し、 「市役所とは異なる建物を建てることになった場合、土地売買契約上どのような取扱いになるかについては、今後の財務省との協議によると考えております。」</p> <p>との答弁があり、認識をしっかりと確認した上で、審査に臨みました。</p> <p>委員会採決の前に動議が提出されましたが、現時点で、土地契約の付帯条件が定まっていないのに、市役所移転か現地建替えかを議論していても先には進みません。現段階においては、早急に財務省との交渉を開始して、売買契約の付帯条件を確定させることが必要であると判断して、継続審査には反対を投じました。継続審査の動議は委員長の報告のとおり、賛成は少数で「否決」となりました。以上のことを踏まえ、「国有地は買うべき」という一貫した立場から、会派を代</p>

表して賛成の討論をいたします。

国有地を買うことについて、今期20期の議員の多くが買うべきとの意向を示してきました。みなさん、これに異論はないと思います。

そしてご答弁からも、市役所移転かを判断するのは、位置変更の議案が上程される来期21期以降の議員であることも示されました。

つまり、私たち20期の議員は、市役所を移転するかどうかの判断する立場にはなく、国有地を買うかどうかを判断する立場にあるということなのです。

そして現時点で位置変更の議決がない以上、財務省との売買契約の付帯条項は、議会契約の白紙撤回か、用途変更のどちらかとならざるを得ません。

市役所の移転は、売買契約の付帯条項が確定してから判断するものであり、まだ確定すらしていない今この場で判断すべき内容ではありません。

どうしても市役所移転に反対だという方は、付帯条項が白紙撤回であれば、今後上程される財産取得の議案に反対し、付帯条項が用途変更であれば位置変更の議案に反対すれば良いだけです。今ではないんです。

用途を理由として反対する会派に対し、我が会派より市庁舎移転の動議を出すことを提案しましたが、それをする事なく、用途を理由として反対をすることは矛盾と言わざるを得ません。

これまで議会で積み重ねてきた議論を尊重し、そして来期21期以降の議員が判断すべき内容を来期の議員に託すためには、財務省との交渉を開始して、早急に付帯条項の内容を具体的に確定させることが必要となります。

以上述べました理由から、私たちの会派は本議案に賛成すべきだと考えます。